

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	一般財団法人松永財団
【住所又は本店所在地】	広島県福山市箕沖町9-2
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年6月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	マナック株式会社
証券コード	4364
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 第二部

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(一般財団法人)
氏名又は名称	一般財団法人松永財団
住所又は本店所在地	広島県福山市箕沖町9-2
事務上の連絡先及び担当者名	鶏内 亮介
電話番号	084-954-3330

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.6
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年6月15日
訂正箇所	第2 提出者に関する事項 (2) 保有目的

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(2)【保有目的】

安定株主として保有

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(2)【保有目的】

当法人の事業のうちの奨学事業、教育の充実を図るための助成事業等の財源を、株式配当により増やす事を目的に、運用財産に繰り入れて、公開市場又は公開市場に準ずる市場を通じて株式を取得する為。